

令和4年第7回農業委員会総会会議録

令和4年第7回船橋市農業委員会総会を令和4年7月7日午後3時00分船橋市役所7階705会議室に招集する。

出席委員

農業委員（13人）

小川 晃 菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 高橋 光一
土橋 博之 藤城 孝義 齋藤 教子 豊田 豊 金子 一雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（2人）

岩佐 常信 白井 廣司

欠席委員（1人）

石井 俊郎

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第7回農業委員会総会を開催いたします。 なお、石井俊郎委員から欠席の連絡が入っております。
局長	事務局、傍聴者はおりますか。ある場合は、傍聴者の入室を許可します。
議長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。 2番、菊池眞夫委員と、12番、豊田豊委員の両名にお願いいたします。

それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い、審議に入ります。

局長。

局長

農地法第3条許可申請について、議案第1号の1を上程いたします。

議長

本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、平野推進委員は利害関係者に該当しますので退席を求めます。

平野推進委員退室

議長

それでは、本議案につきまして、神山審査班長の報告を求めます。

神山審査班長

それでは、今月4日、藤城孝義委員、岩佐常信推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。
議案書2ページ、地図1から2ページをご覧ください。

1号議案の1につきましては、西船に在住の譲受人が、隣接する当該農地を取得し、農業経営の安定と拡大を図るものです。
経営面積は、約108アールで、農業従事者は4名、世帯従事日数は1,120日、農機具を一式保有しております。

以上、本議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われま

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議もないようなので、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可とすることに決しました。

平野推進委員、入室をお願いします。

平野推進委員入室

議長

局長。

局長
議長
神山審査班長

農地法第4条許可申請について、議案第2号の1を上程いたします。

本議案につきまして、神山審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図3から5ページをご覧ください。

2号議案の1につきましては、高根町に在住の申請人が近隣住民からの要望を受け、貸駐車場として整備し貸し出すものです。

現地は畑で、隣接地は現況が宅地である山林、宅地、道路、雑種地及び畑となっており、周囲は単管パイプを施工、雨水は、砕石敷きによる自然浸透することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われまます。

隣接農地所有者には説明済です。

資力については、残高証明書にて確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われまます。

議長
ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長
異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めまます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長
議長
高橋審査班長

農地法第4条許可申請について、議案第2号の2を上程いたします。

本議案につきまして、高橋審査班長の報告を求めまます。

それでは、今月4日、菊池眞夫委員、白井廣司推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書 3 ページ、地図 6 から 8 ページをご覧ください。

2 号議案の 2 につきましては、三咲に在住の申請人が、隣接地の宅地開発により残地となった当該地について、宅地の一部として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は宅地、畑、転用済みの畑となっており、周囲はコンクリートブロックを施工、雨水は、自然浸透及び南側道路側溝へ排水することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。

隣接農地所有者には説明済です。

資力については、残高証明書にて確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、滝不動駅を中心とした半径 500 メートル以内及び半径 1 キロメートル以内の宅地化率が 40 パーセントを超える区域に現地があることから、第 2 種農地と判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われま

議長

す。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めま

す。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第 5 条許可申請について、議案第 3 号の 1 から 3 を上程いたします。

議長

本議案につきまして、高橋審査班長の報告を求めま

高橋審査班長

す。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書 4 ページ、地図 9 から 11 ページをご覧ください。

3 号議案の 1 につきましては、市内で建設業を営む譲受人が、当該地を取得し、工事車両及び従業員用駐車場として整備するもの

です。

現地は畑で、隣接地は宅地、道路及び畑となっており、周囲はコンクリートブロックを施工、雨水は砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。隣接農地所有者には説明済です。

資力については、残高証明書にて確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書4ページ、地図12から14ページをご覧ください。

3号議案の2につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、建売分譲住宅9棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は宅地、雑種地、道路及び畑となっており、周囲はコンクリートブロックを施工、雨水は雨水浸透施設を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、残高証明書にて確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、二和向台駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域に現地があることから、第2種農地と判断します。

議案書4ページ、地図15から17ページをご覧ください。

3号議案の3につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、

建売分譲住宅10棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は宅地、雑種地、道路及び畑となっており、周囲はコンクリートブロックを施工、雨水は雨水浸透施設を設置し雨水管に接続、汚水・雑排水は公共下水桝から下水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、残高証明書にて確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、三咲小鳩保育園と英進幼稚園の社会福祉施設と教育施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、3議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の4から12を上程いたします。

議長

本議案につきまして、神山審査班長の報告を求めます。

神山審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書4から6ページ、地図18から22ページをご覧ください。

3号議案の4から11につきましては、関連議案でありますので一括説明いたします。

3号議案の4から11につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地43棟として転用するものです。

現地は田で、隣接地は用悪水路、道路、雑種地、畑及び田となっており、周囲はブロック及び擁壁を施工、雨水は雨水浸透貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書及び融資証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書6ページ、地図23から25ページをご覧ください。

3号議案の12につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地6棟として転用するものです。

現地は田で、隣接地は水路及び道路となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水浸透貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水管に接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されて

おります。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接に農地はなく、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、9議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声が出ました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について、議案第4号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

4号議案につきましては、農地法に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

議案書7ページ、地図26から27ページをご覧ください。

4号議案につきましては、米ヶ崎町の田、面積は49平方メートルであります。

当該地は、古くから代々自宅敷地として一体利用されており、現在に至っております。

議長

20年以上、宅地であった旨の証明として、平成元年10月20日撮影の航空写真が添付されております。

以上、本議案につきましては、農地法の許可を要しない土地と思われま

す。ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農地法の許可を要しない土地と判断する方の挙手を求めま

す。全員一致であります。よって許可は要しないと決しました。

局長。

局長

農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について、議案第5号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

下限面積について説明いたします。

令和4年5月27日、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が公布され、農地法の下限面積の規定が削除されることとなりました。施行期日は「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」と規定されており、遅くとも令和5年5月には開始される見込みです。

しかしながら、令和4年度の下限面積については、法律施行前のため、例年どおり「農業委員会の適正な事務実施について」に基づいて見直す必要があります。

お手元の概要、下限面積についてをご覧ください。

見直しに当たり、既にご存じの内容も多いかと思いますが、改めて説明いたします。

下限面積とは、農地法において、農地を取得する条件の1つとして、「譲受人の許可後の耕作面積が原則として50アール以上になること」という規定があります。これは、耕作面積が50アールより小さいと生産性が低く、安定した農業経営を行うことができないため、設けられている最低限の耕作面積です。

平成21年の法改正により、農業委員会が自然的経済的条件から見て営農条件がおおむね同一と認められる地域を設定し、設定した地域ごとに50アールより低い別段の面積を定めることができるようになっております。

下限面積を下げるメリットとデメリットですが、農業経営については、下げると規模が小さくなるため不安定になります。また、新規就農は下げると農地の取得が容易になるため、増加しやすくなると言われています。よって、耕作放棄地は増加しにくいというメリットがあります。

しかしながら、農地の流動性は高くなるため、資産保有のため取得が容易になるデメリットが生じます。

つまり、船橋の土地柄、農家以外の方が農家要件を満たすことで、不動産投機目的に農地を所有する可能性が高くなることが懸念されます。

近隣市の状況については、記載のとおりです。

次に、下限面積について記載されている農地法の条文について、再度の確認させていただきます。

添付資料、「農地法・農地法施行規則」をご覧ください。

農地法施行規則第17条第1項第3号、二重下線の部分をご覧ください。

下限面積を下げる場合は、第1条件として、設定した別段の面積が「当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らない」ように設定しなければならないと規定されています。

つまり、経営規模が小さい農家が多い自治体の場合は下げてもよいという解釈です。

令和4年6月1日時点の船橋市における経営規模農家世帯数が資料の3枚目にございます。50アールの場合は、黄色く色分けされている部分で、全農家世帯数の43.57パーセントであり、100分の40を下らず、農地法施行規則の基準を満たしております。

しかし、40アールに設定すると、網かけ部分で35.99パーセントとなってしまう、100分の40を下ってしまいます。

再び、添付資料、「農地法・農地法施行規則」の裏面をご覧ください。

また、下限面積を下げる第2の条件が、同規則第17条第2項の下線部分に規定されております。

100分の40を下ってしまったとしても、前項の規定に関わらず、新規就農を促進するために適当と認める面積であり、耕作又は養畜の事業に供する者の数が増加することにより、効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない場合は、例外的に下げることが可能とされております。

事務局からの説明は以上です。

議長 事務局説明に引き続きまして、6月総会にて農地利用最適化推進委員連絡協議会に別段の面積の設定について意見を求めることといたしましたので、飯島農地利用最適化推進委員連絡協議会会長より報告を求めます。

飯島農地利用最適化推進委員連絡協議会会長 本日、開催いたしました農地利用最適化推進委員連絡協議会にて下限面積について協議したところ、現状の50アールのままにしたほうがよいとの意見で一致いたしました。

理由としましては、下限面積を下げた場合、船橋の土地柄、農家以外が農家要件を満たしてしまい、不動産投機目的での農地所有が増加してしまうとの懸念があるからです。また、新規就農の妨げになるかという点においては、まずは、農業経営基盤強化促進法及び、都市農地貸借法にて賃借権を設定し、農業経営が軌道に乗ったのちに、農地法第3条で農地を取得する方法があることから妨げにはならないと思われまます。よって、別段の面積は設けず下限面積は現状の50アールが妥当であると考えます。

議長 ただいまの事務局説明及び飯島会長の報告に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 意見がないようなので、お諮りいたします。

本議案につきまして、別段の面積を設けず農地法で定める50アールを下限とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって別段の面積を設定しないことに決しました。

局長。

局長 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案第6号を上程いたします。

議長 本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局 議案第6号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。

議案書は8ページです。

本件につきましては、海神に在住の申請人の配偶者が、令和4年1月に死亡したことにより、耕作地15筆、計7,029平方メートルのうち、生産緑地である海神町西の田4筆及び山手の畑2筆、計2,087平方メートルのうち、2,066平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者として、証明願の申請がありました。

事務局が調査したところ現地が農地として利用されており、申請人から、今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。

したがいまして、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 意見がないようなので、採決をいたします。

本議案につきまして、相続税の納税猶予の適格者と認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって適格者と認定することに決しました。

局長。

局長 令和4年度第2次農用地利用集積計画について、議案第7号を上程いたします。

議長 それでは、本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号につきましては、令和4年度第2次農用地利用集積計画についてでございます。

議案書は9ページです。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。

このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

1は、馬込町の畑3筆、計2,904平方メートルに賃借権1年。

2は、大神保町の畑6筆、計5,143平方メートルに賃借権3年。

以上をそれぞれ新規に設定するものです。

事務局において、借り手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員 お二人とも経営の農地に対して、ほとんど貸付けてしまい、農地が残らない状況になりますが、そうすると、農業者としての立場はどうなりますか。

議長 事務局、お願いします。

事務局 今、委員からご質問のあった内容ですが、貸付けをして残る面積が自作の欄に入ります。したがって、2,987平方メートルのうち2,904平方メートルを貸すわけではなく、もともと6反ぐらいあるうちの2,904平方メートルを貸すと、それが貸付の欄に入ります。残った面積は自作の欄に入ります。

齋藤委員 自作と貸付の合計が所有面積になるということによろしいですか。

事務局 所有面積の合計になります。

1の貸付人に関しては、所有面積は5,891平方メートルあって、そのうち自作面積が2,987平方メートル、貸付面積が2,904平方メートルとなっています。

また、1の借受人に関しては、自作面積が10,876平方メートル、その下の借入面積が6,348平方メートルですので、合計の経営面積が17,224平方メートルという表記の仕方になっています。

齋藤委員 はい。分かりました。では、所有面積の合計は書いていないということですね。ありがとうございました。

菊池委員 不耕作地主になると、農地は所有しているが全部貸出しているため、経営の欄が0になるということですね。

議長 全部貸し出せば、経営の欄は0になります。

菊池委員 分かりました。

議長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和4年度第2次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

局長。

局長 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、議案第8号を上程いたします。

議長 それでは、本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局 議案第8号につきましては、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてでございます。

議案書は10ページです。

相続税納税猶予の特例適用を受け、20年間の営農の継続により納税が免除される者について、松戸税務署長から該当する農地の利用状況について、確認書の提出が求められたものです。

確認内容としましては、1、自ら所有し、自ら農地として使用している。2、自ら農地として使用していない。3、譲渡等により、現在所有していない。4、その他。以上の4つから選択して回答するものです。

相続人の住所氏名、農地の相続日と免除の予定日、該当する農地の所在、筆数及び面積につきましては、議案書のとおりとなります。

6月に事務局にて現地調査及び相続人への事情聴取を行い、これらの農地が適切に耕作されていることを確認いたしましたので、該当農地について1、自ら所有し、自ら農地として使用しているとして、回答することを諮るものです。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決をいたします。
本議案につきまして、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全員一致であります。よって適格者と認定することに決しました。
続いて、事務局より報告がございます。

局長 それでは、報告させていただきます。
報告事項（１）農地法第４条届出に係る受理通知書の交付について、議案書１１ページから１４ページに記載のとおり、５月中に
１８件の届出を受理いたしました。
報告事項（２）農地法第５条届出に係る受理通知書の交付について、議案書１５ページから２０ページに記載のとおり、５月中に
５１件の届出を受理いたしました。
以上、報告事項（１）から（２）の届出について、農業委員会事務局規程第７条第１項第１号の規定により、局長専決として受理
書を交付いたしました。
報告事項（３）転用許可に伴う工事完了報告について、議案書２５ページから２６ページに記載のとおり、８件の報告書の提出が
ありました。事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。
報告事項（４）農地の転用事実に関する照会について、議案書２７ページに記載のとおり、３件を局長専決として回答いたしまし
た。
報告事項（５）農地の埋立等工事完了届出書の受理について、議案書２８ページに記載のとおり、１件の届出書の提出がありまし
た。
報告事項（６）農地法第６条の２第１項の規定による農地所有適格法人以外の者から議案書２９ページに記載のとおり、報告書の
提出がありました。

報告事項（7）令和3年度、農地流動化「ワン・スリー運動」の実績についてご報告いたします。議案書30ページに記載のとおり、農用地利用集積計画による利用権設定を行なった面積につきまして、新規の貸し借りは約450アールで、委員一人当たり16.7アールとなりました。県が目標とする30アールには達しませんでした。引き続き農地利用集積の推進に取り組まれますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。（午後3時51分）

続きまして、今年度の農地利用状況調査について、事務局から説明がございます。

事務局

令和4年度利用状況調査についてです。

本年度は8月18日から9月28日にかけて実施します。利用状況調査では、農業委員・推進委員・農業委員会事務局・農水産課が、農地に足を運び、遊休農地であるかいなか利用状況を調査します。

調査時間は、9時から17時を予定しています。1日の調査で終わらない場合は、2日目がございます。集合場所は、担当班の事務局職員より別途連絡いたします。担当者や調査地区については、別紙「令和4年度 利用状況調査担当表」をご確認ください。

調査方法については、来月の総会でご説明いたします。以前お配りした千葉県耕作放棄地対策マニュアルをご持参いただきますようお願いいたします。

議長

次に、事務連絡がございます。

事務局

_____ 事務連絡 _____

議長

次に、農政小委員長より連絡事項がございます。

農政小委員長

_____ 連絡事項 _____

議長

次に、農委だより編集委員会副委員長より連絡事項がございます。

農委だより副委員長

_____ 連絡事項 _____

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後 3 時 5 9 分第 7 回農業委員会総会の閉会を宣言した。